

第1章 計画の策定に当たって

1 計画策定の経緯

(1) これまでの札幌市の取組

札幌市では、“安全・安心な食のまち・さっぽろ”を目指すために、2013年（平成25年）3月に「札幌市安全・安心な食のまち推進条例¹」（以下「条例」という。）を制定し、札幌市、事業者、市民がそれぞれの責務や役割を果たすとともに、お互いの信頼関係を築きながら、連携・協働して食の安全・安心の確保に向けた取組を進めることとしました。

また、条例の基本理念のもと、市民及び観光客その他滞在者（以下「観光客等」という。）の健康を保護し、食の安全・安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、2015年（平成27年）3月には、「安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画」（以下「推進計画」という。）を策定しました。

第1次推進計画（計画年度：2015（平成27）～2019（令和元）年度）では、市民、事業者、札幌市の三者による連携、協働の機運を醸成するため、リスクコミュニケーション（13ページを参照）に係る事業を強化するとともに、事業者の自主的取組の推進に係る制度の認知向上、条例の基本理念の普及に注力して各種事業を実施しました。

第2次推進計画（計画年度：2020（令和2）～2024（令和6）年度）では、食品衛生法の改正や自然災害の発生に備えた対応として、HACCP（ハサップ）制度化による事業者の自主的取組の促進や災害発生時における食の安全確保対策を強化したほか、安全・安心面から支える食の魅力向上に向けた各種事業を実施しました。

さらに、条例の基本理念や推進計画の基本方針に基づき、庁内関連部局が連携しながら着実に施策を進め、進捗状況を安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議²（以下「推進会議」という。）で報告するとともに、ホームページや情報誌等を活用し、広く市民に周知してきました。

(2) 計画策定の趣旨

食の安全と安心は、市民の健康で豊かな日常の食生活の基盤であるとともに、札幌の食の魅力や食産業、観光等を支える重要な基盤でもあります。一方、ひとたびその安全と安心が揺らぐと、市民生活のみならず、食産業や観光にも大きな影響を与えることとなります。

¹ 札幌市安全・安心な食のまち推進条例

市民、観光客等の健康を保護し、“安全・安心な食のまち・さっぽろ”を実現することを目的として、2013年（平成25年）4月に施行された条例。事業者及び札幌市の責務、市民の役割や食の安全・安心の確保に関する基本理念、自主回収の報告を義務付ける規定などが定められています。

² 安全・安心な食のまち・さっぽろ推進会議

条例に基づく市長の附属機関。市民、事業者、学識経験者等で組織され、推進計画、食の安全・安心の確保に関する重要事項について調査審議し、意見を述べます。

2012年（平成24年）には、札幌市において浅漬による腸管出血性大腸菌O157食中毒事件³が発生し、そのほかにも2023年（令和5年）には、市外で発生した黄色ブドウ球菌及びセレウス菌に汚染された弁当による広域食中毒事件⁴など食品の安全や市民生活を脅かす事件・事故が発生しています。

さらに、近年では、生食する魚種の増加や食肉の低温調理の流行、健康志向の高まりなど、食の供給形態や需要も変化しています。このような食品に起因して、アニサキス⁵やカンピロバクター⁶による食中毒の発生も見られるほか、市外の事業者が製造した紅麴関連製品による健康被害⁷のように、市民の生命、健康を脅かす事件が発生するなど、食の安全をめぐる多くの課題が生じており、食の安全・安心に対する市民の関心は依然として高い状況にあります。

食に対する市民の信頼向上と食の魅力を生かしたまちづくりの発展を進めるためには、食の安全と安心の確保に関する「規制」のみならず、事業者や市民がそれぞれの責務や役割を認識するとともに、互いに信頼関係を築き、「連携・協働」を図ることが重要です。

このような状況を踏まえ、条例の基本理念のもと“安全・安心な食のまち・さっぽろ”の実現を目指すため、これまでの推進計画（以下「前計画」という。）を見直し、今後5年間の基本施策の指針となる「第3次安全・安心な食のまち・さっぽろ推進計画」（以下「第3次推進計画」という。）を策定しました。

³ 浅漬による腸管出血性大腸菌O157食中毒事件

2012年（平成24年）8月に、札幌市内の漬物製造施設で製造された浅漬を原因食品として発生した腸管出血性大腸菌O157による食中毒事件。患者169名、死者8名となり、この事件を受け、国は漬物の衛生規範の見直しを行いました。

⁴ 黄色ブドウ球菌及びセレウス菌汚染の弁当による広域食中毒事件

2023年（令和5年）9月、青森県内の施設で製造され全国に流通した弁当を原因食品として発生した黄色ブドウ球菌及びセレウス菌による食中毒事件。29都道府県554名の患者が確認された広域かつ大規模な事件となりました。

⁵ アニサキス

寄生虫（線虫）の一種で、サバ、アジ、サンマ、カツオ、イワシ、サケ、イカ等の魚介類に寄生し、寄生している魚介類を生で食べることで、胃壁や腸壁に刺入して食中毒（アニサキス症）を引き起こします。

⁶ カンピロバクター

家畜や家きんの腸管内に常在している食中毒の原因となる細菌で、汚染された食肉などを介して経口感染します。加熱不十分な鶏肉や牛レバーを食べたことが原因と疑われる事例が報告されています。

⁷ 紅麴関連製品による健康被害

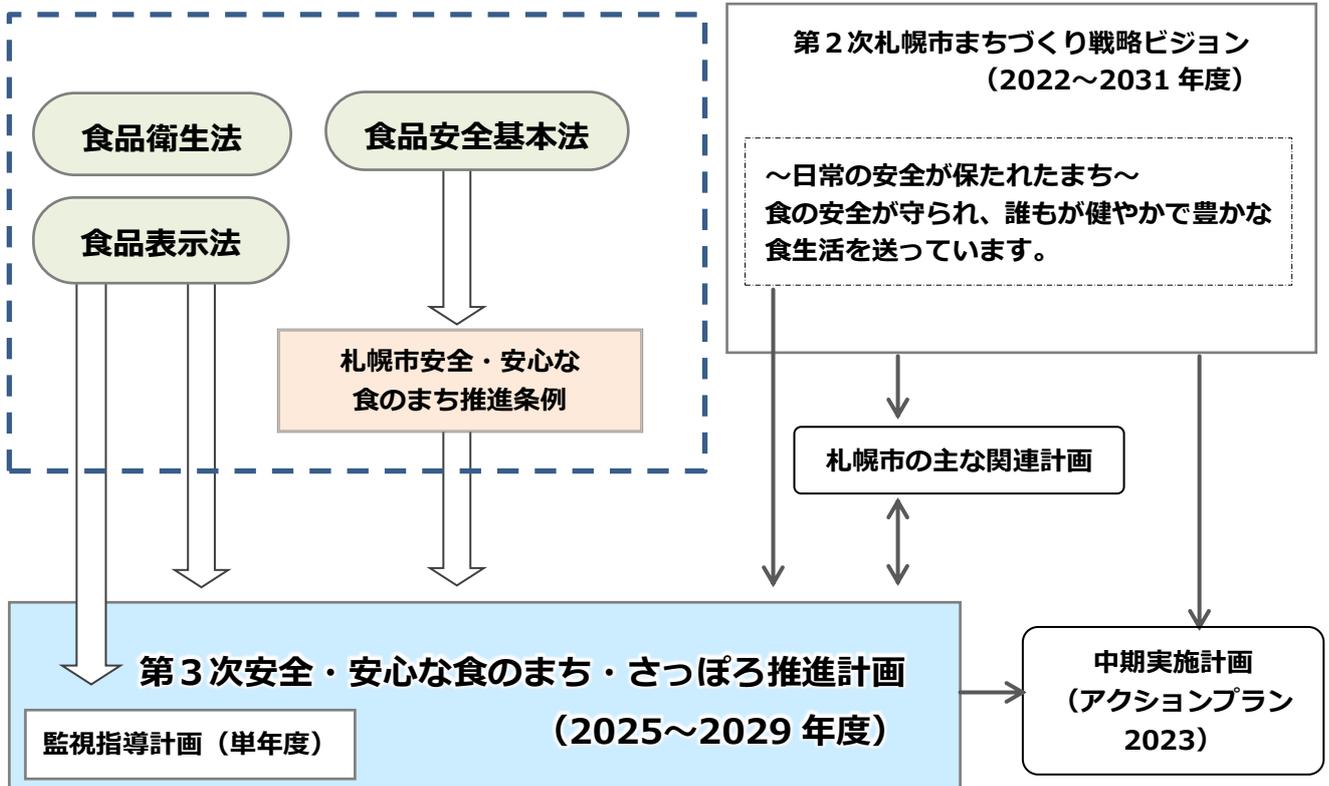
2024年（令和6年）3月、大阪市内に本社を置く事業者が製造した紅麴の成分を含むサプリメントを摂取した人の一部に腎機能障害などの健康被害が確認された事案。

2 計画の位置づけ

第3次推進計画は、条例の規定に基づき、推進会議における審議を経て、今後実施すべき施策の大綱及び施策を実施するために必要な事項を定めるものです。

【推進計画の位置づけ】

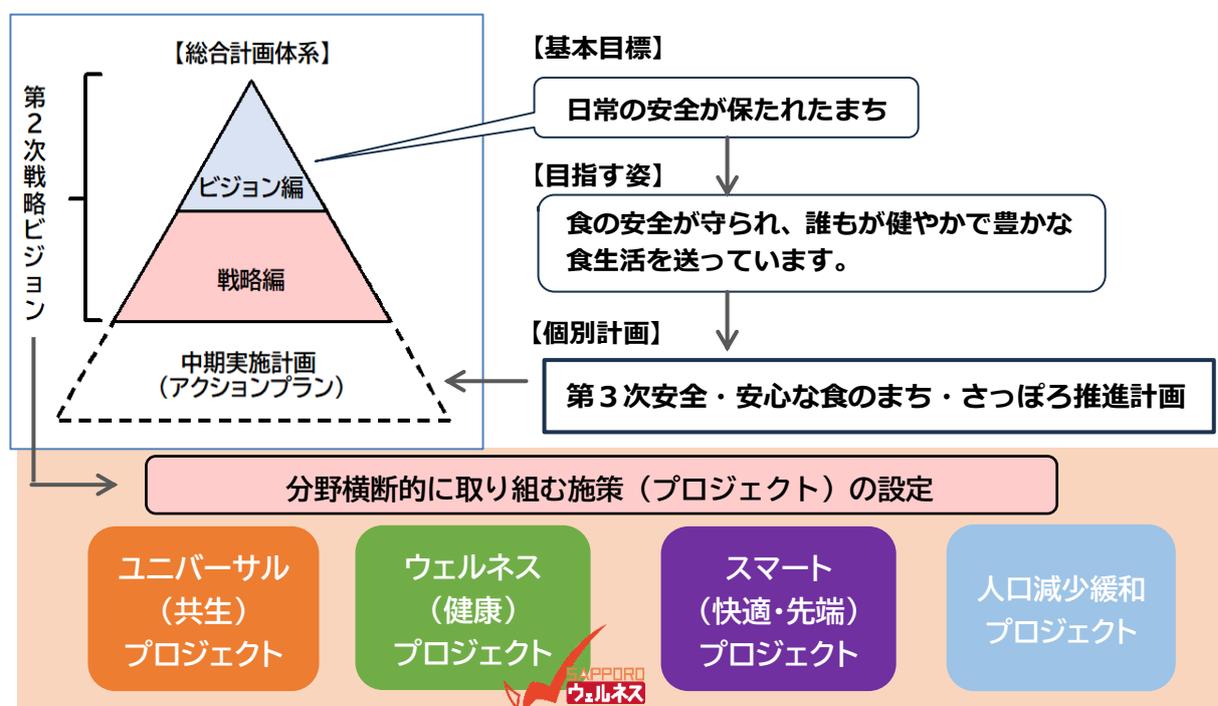
<関係法令>



また、第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン⁸（以下「第2次戦略ビジョン」という。）では、まちづくりの基本目標として「日常の安全が保たれたまち」を、その目指す姿の一つとして、「食の安全が守られ、誰もが健やかで豊かな食生活を送っています。」を掲げており、食の生産から販売まで（フードチェーン）の安全の確保や自主的な衛生管理の推進、市民への学習機会の提供や情報提供の充実などのほか、市民や事業者により、食の安全が保たれたまちづくりを行うことを基本目標としています。

さらに、第2次戦略ビジョンでは、まちづくりの重要概念として、ユニバーサル（共生）、ウェルネス（健康）、スマート（快適・先端）などを定めており、第3次推進計画においても、各取組において、市民の健康的な食生活の基盤づくりやオンライン等のデジタル技術の活用などの要素を取り入れるとともに、食育や食を生かした観光振興の推進など、関連計画との整合性を保ちながら、相互に連携して施策を行います。

【第2次戦略ビジョンと本計画の関係性】



3 計画期間

第3次推進計画は、2025年度（令和7年度）から2029年度（令和11年度）までの5年間の期間とします。

なお、社会情勢の変化や上位計画の改定等に応じ、見直しが必要になった場合は、計画期間中であっても改定を行います。

⁸ 第2次札幌市まちづくり戦略ビジョン

札幌市を取り巻く社会経済情勢の大きな変化に対応するための新たなまちづくりの指針であり、札幌市のまちづくりの計画体系では最上位に位置づけられる「総合計画」。計画期間は2022年度（令和4年度）から2031年度（令和13年度）までの10年間であり、目指すべきまちの姿を描いた〈ビジョン編〉と、主に行政が優先的・集中的に実施することを記載した〈戦略編〉で構成